



福岡区発第 804 号 (地)
平成 27 年 6 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「看護師の特定行為研修に関する説明会」及び
「看護師特定行為研修指導者講習会」の開催について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、「看護師の特定行為研修に関する説明会」につきまして、九州厚生局及び日本医師会より案内が参りましたのでお知らせいたします。

本説明会は、本年 10 月より看護師の特定行為に係る研修制度が施行されるにあたり、医療現場における本制度の理解促進及び特定行為研修を行う指定研修機関を確保することを目的に開催されます。説明会は厚生労働省及び各地方厚生局で行われますが、九州厚生局の主催での開催は下記の通りとなっております。

また、「看護師特定行為研修指導者講習会」につきまして、日本医師会より通知がありましたので併せてお知らせいたします。

本講習会は、厚生労働省の平成 27 年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業の実施団体に選定された、公益社団法人全日本病院協会によって全国 8 か所で開催されます。講習会の詳細及び参加申込等につきましては、6 月上旬より全日本病院協会のホームページに掲載される予定です。(<http://www.aiha.or.jp/>)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へご周知の程よろしくお願いいたします。

記

●「看護師の特定行為研修に関する説明会」

△と き 平成 27 年 7 月 6 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 45

△ところ 九州厚生局 福岡第二合同庁舎 2 階共用会議室
(福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10-7)

△対 象 1) 九州厚生局管内の医療機関等に所属する医療関係者等
2) 平成 28 年度から特定行為研修を行うため指定研修機関の指定申請を検討している者

△申 込 1) 参加希望者は平成 27 年 6 月 22 日 (月)までに九州厚生局 HP より申込ください。

2) 原則上記 1) の申込をもって参加の決定となりますが、申込者数が定員を超えた場合は、参加者の調整が行われます。

※参加の申込後に、メールにて「参加決定のお知らせ」が届くようになっておりますので、プリントアウトの上、当日ご持参ください。

●「看護師特定行為研修指導者講習会」(福岡県開催分)

△と き 平成 27 年 12 月 27 日 (日)

△と ころ TKP ガーデンシティ博多 (予定)

△募集人数 50 名 (予定)

(地 I 76)

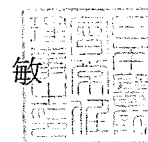
平成 27 年 6 月 3 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



「看護師の特定行為研修に関する説明会」及び
「看護師特定行為研修指導者講習会」の開催について

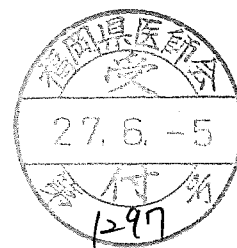
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室より、本会宛に標記について周知方依頼がありました。

本年 10 月より看護師の特定行為に係る研修制度が施行されますが、医療現場における本制度の理解促進及び特定行為研修を行う指定研修機関を確保するため、厚生労働省及び各地方厚生局において「看護師の特定行為研修に関する説明会」が開催されます（別紙 1）。説明会の詳細及び参加申込につきましては、各地方厚生局等のホームページをご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省の平成 27 年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業の実施団体として公益社団法人全日本病院協会が選定され、全国 8 か所で講習会が開催されます（別添 2）。講習会の詳細及び参加申込等につきましては、6 月上旬より全日本病院協会のホームページに掲載されるということです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 29 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

「看護師の特定行為研修に関する説明会」及び「看護師特定行為研修
指導者講習会」の開催について

看護行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行（ただし、指定研修機関の申請に係る規定は同年 4 月 1 日から施行）されます。

本制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としています。

つきましては、医療現場における本制度の理解促進及び特定行為研修を行う指定研修機関を確保するため、「看護師の特定行為研修に関する説明会」を別添 1 のとおり開催しますので、貴管下の関係者各位に対し、周知をお願いいたします。

また、厚生労働省の「平成 27 年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業」の実施団体である公益社団法人全日本病院協会において、別添 2 のとおり、「看護師特定行為研修指導者講習会」が開催されることを併せてお知らせいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電話 03-5253-1111（内線 4173）

看護業務推進専門官 穴見

看護業務推進係長 藤原

(別添1)

「看護師の特定行為研修に関する説明会」開催について

厚生労働省では、標記説明会につきまして、以下のとおり開催します。

本説明会の詳細及び参加申込につきましては、各地方厚生局等のホームページをご確認下さい。

【説明会の内容】

第1部：特定行為研修制度の概要（60分）

第2部：指定研修機関の指定の申請に係る手続き等について（60分）

※第2部は、指定研修機関の指定申請を検討している機関等が対象。

【看護師の特定行為研修に関する説明会 開催スケジュール】

	会 場	開催日	開催案内（ウェブサイト）
北海道 厚生局	札幌第1合同庁舎2階 講堂	平成27年6月29日(月)	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/iji/kangoshitokuteikouikensyuu-setumeikai.html
東北 厚生局	花京院スクエア15階 花京院スクエア会議室 (A)	平成27年7月14日(火)	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/iji/tokutei20150508.html
関東信越 厚生局	さいたま新都心合同庁舎 1号館1階 多目的会議 室	平成27年6月19日(金)	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iji/kangoshitokuteikouikensyuu-setumeikai.html
東海北陸 厚生局	名古屋合同庁舎第3号館 7階 共用大会議室	平成27年7月2日(木)	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokai/hokuriku/iji/tokuteikoui.html
近畿 厚生局	大阪合同庁舎4号館4階 講堂	平成27年8月5日(水)	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinkei/iji/nurse_tokuteikoui.html
中国四国 厚生局	広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室	平成27年7月17日(金)	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/bu_ka/iji/tokuteikoui.html
九州 厚生局	福岡第2合同庁舎2階 共用会議室	平成27年7月6日(月)	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iji/saiseiiryu/tokutei.html
本省	中央合同庁舎第5号館 厚生労働省内会議室 (予定)	平成27年7月下旬	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html ※開催日及び場所等は、7月1日以 降に上記URLに掲載

<参考>

「看護師の特定行為研修に関する説明会」に関する厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000086623.html>

(別添2)

平成27年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業

「看護師特定行為研修指導者講習会」の開催について

公益社団法人全日本病院協会

公益社団法人全日本病院協会では、厚生労働省平成27年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業として、標記講習会の開催を以下の通り予定しております。

本講習会の詳細及び参加申込、参加費につきましては、6月上旬より順次、全日本病院協会のホームページ(<http://www.ajha.or.jp/>)に開催案内を掲載いたしますので、そちらをご確認下さいますようお願いいたします。

【看護師特定行為研修指導者講習会 開催スケジュール】

開催地	会 場(予定)	開催日(予定)	募集人数(予定)
東京都	全日本病院協会	平成 27 年 7 月 20 日(祝)	50 名
石川県 金沢市	TKP 金沢ビジネスセンター	平成 27 年 9 月 6 日(日)	50 名
北海道 札幌市	TKP 札幌カンファレンスセンター	平成 27 年 9 月 21 日(祝)	50 名
宮城県 仙台市	TKP ガーデンシティ仙台	平成 27 年 10 月 4 日(日)	50 名
大阪府 大阪市	TKP ガーデンシティ東梅田	平成 27 年 11 月 1 日(日)	50 名
愛知県 名古屋市	TKP ガーデンシティ名古屋 新幹線口	平成 27 年 11 月 22 日(日)	50 名
福岡県 福岡市	TKP ガーデンシティ博多	平成 27 年 12 月 27 日(日)	50 名
広島県 広島市	TKP ガーデンシティ広島	平成 28 年 1 月 10 日(日)	50 名

(問い合わせ先)

平成27年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業
実施団体:公益社団法人全日本病院協会
企画業務課 松村、上田、祝
TEL 03-5283-7441

※「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。)において、指導者は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこととされています。

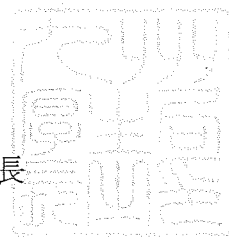
本講習会は、当該特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会として、「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」(主任代表者 春山早苗))に沿って行われるものです。

九厚発0601第7号

平成27年6月1日

福岡県医師会長 殿

九州厚生局長

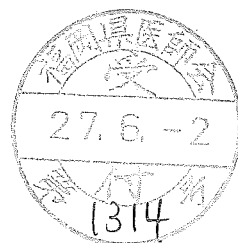


看護師の特定行為研修に関する説明会の開催について

平素より、厚生行政の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行（ただし、指定研修機関の申請に係る規定は同年4月1日から施行）されることとなりました。

つきましては、医療現場における本制度の理解促進、指定申請の手続きの円滑化を図るため、説明会を開催することといたしましたので、別添「看護師の特定行為研修に関する説明会・実施要領」及び「看護師の特定行為研修に関する説明会・参加申込要領」に基づき、貴会会員へのご案内をよろしくお願い申し上げます。



看護師の特定行為研修に関する説明会・実施要領

1. 説明概要

「看護師の特定行為に係る研修制度」の概要と指定研修機関の指定の申請に係る手続き等の説明

2. 主 催

厚生労働省九州厚生局

3. 開催日時

平成27年7月6日（月） 13:30～15:45

4. 開催場所

九州厚生局 福岡第二合同庁舎2階共用会議室
（福岡市博多区博多駅東2丁目10-7）

5. 対 象

- 1) 九州厚生局管内の医療機関等に所属する医療関係者等
- 2) 平成28年度から特定行為研修を行うため指定研修機関の指定申請を検討している者

6. 参加申込

- 1) 参加希望者は平成27年6月22日（月）までに九州厚生局 HP から参加の申込をしてください。
- 2) 原則、上記1)の申込をもって参加の決定としますが、申込者数が定員を超えた場合は、参加者の調整を行うことがあります。

※参加の申込後に、メールにて「参加決定のお知らせ」が届くので、プリントアウトの上、当日持参してください。

〈問い合わせ先〉

九州厚生局健康福祉部医事課

看護指導官 山下 智美

TEL: 092-472-2366

看護師の特定行為研修に関する説明会・参加申込要領

1. 対象

- 1) 九州厚生局管内の医療機関等に所属する医療関係者等
- 2) 平成28年度から特定行為研修を行うため指定研修機関の指定申請を検討している者

2. 参加申込の手順

次の手順で、九州厚生局ホームページにおいて参加申込を行ってください。

(注) 参加申込みの締め切りは、6月22日(月)です。

- 1) 九州厚生局のホームページを開く
 - ・九州厚生局ホームページ <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>
- 2) 【新着情報】の『看護師の特定行為に関する説明会の参加申込を掲載しました』をクリックしてください。
- 3) 『看護師の特定行為に関する説明会の参加申込』が開きますので、4) 申込書フォームへの入力へ進んでください。
- 4) 申込書フォームに入力してください。
 - ・申込書フォームの上段に記載されている「入力に当たっての留意点」を参照のうえ、各欄に記入してください。
 - ・「(必須)」と記載がある欄は必ず入力が必要です。必須項目が空欄になっている場合、「送信確認」ボタンを押しても送信されませんので、ご注意ください。
 - ・「▼」の表示がある欄は、「▼」をクリックして該当する項目を選択してください。
 - ・入力内容を一旦すべて取り消す場合は、下段の「リセット」ボタンをクリックのうえ、再度入力してください。
- 5) 申込書フォームの入力が終わったら、『送信確認』ボタンをクリックしてください。
- 6) 【内容確認】画面が開いたら、入力内容に誤りがないか確認のうえ、内容に問題がなければ『送信する』ボタンをクリックしてください。

以上で申込み完了です。

3. 「参加決定のお知らせ」プリントアウト

- 1) 上記「2. 参加申込の手順」の作業完了後、原則、作業完了日の翌営業日に記入頂いたメールアドレス宛てに返信メールが送信されますので、確認してください。

(注) 申込後一週間を経過しても返信メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、下記担当者あてお問い合わせください。
- 2) 説明会当日、受付で返信メールを確認致しますので、返信メールをプリントの上、ご持参ください。

【裏面に続く】

4. その他

- 1) 一施設から複数名申し込むことが出来ます。

ただし、申込者数が定員を超えた場合は、参加者の調整を行うことがあります。

- 2) 申込完了後に訂正などがありましたら、早めに下記担当者までご連絡ください。

- 3) 会場（九州厚生局 福岡第二合同庁舎 2階共用会議室）には駐車場がありませんので、公共交通機関を利用して来場してください。

〈問い合わせ先〉

九州厚生局健康福祉部医事課

看護指導官 山下 智美

TEL：092－472－2366

平成 2 7 年 6 月 1 日

福岡県医師会 事務ご担当者 様

看護師の特定行為研修に関する説明会の開催について

平素より大変お世話になります。

標記説明会を開催するにあたりまして、開催案内関係書類を送付いたします。つきましては、各関係部署に御伝達いただきたく、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〈問い合わせ先〉

九州厚生局健康福祉部医事課

看護指導官 山下 智美

TEL : 0 9 2 - 4 7 2 - 2 3 6 6